

平成 29 年 11 月 1 日

17区 地域課題等に対する意見交換会にご参加いただきありがとうございました

先般、「個人情報の保護に対する市の対応」をテーマに開催した地域課題等に対する意見交換会にご参加いただき誠にありがとうございました。意見交換会でお聞きした主なご意見とその回答を次のとおりまとめましたので、ご覧ください。

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金） 午後 7 時～

場 所：バロー文化ホール 2 階大会議室 参加者：8 人

●テーマ提案者からの発言

関係者が地域内にいることもあり、地域の課題として市の個人情報の保護の問題点について話し合いたいと思い、テーマを提案した。資料としてブログのコピーがある。一つが平成 28 年 10 月 10 日付と平成 29 年 5 月 5 日付。出席者の一人が公開しているブログ。地区内の個人がブログで住吉土地区画整理事業の土地所有者の一覧表を公開した。ブログの中で「組合は市の血税をせしめた。公共事業を装いながら」という誹謗中傷を受けた。「違法だらけの乱開発」という表現もあったが、組合は法に基づき、許可を得ながら事業を施行している。名簿を公開され、個人情報を公開されて名誉棄損を受けた。なぜ情報を公開したのか、市に文句を言ったが相手にされなかった。そのため市に対して是正請求をしたが、是正請求中もブログが更新され、平成 29 年 5 月のブログにも組合員のリストが公開されていた。ブログには「血税は 26 名の懐に入る」と書かれていた。こういうことがあったので、6 月に開催された地区懇談会の場で個人情報保護についての質問をしたが、市の回答は「是正請求が出ているので、審査の結果を見てから」だった。市が情報公開したものは、土地所有者の一覧表と町名、地番、地籍、氏名、持ち分。平成 26 年 10 月 10 日付けブログで公開されているが、土地所有者一覧表と各人持分地籍一覧表は、組合が提出した「埋蔵文化財発掘の届け出について」と「伐採及び伐採後の造林の届出書」に添付されていた。筆者は「公文書公開請求で 2 回入手した」という。個人情報を漏えいしたということでは是正請求したところ、決定書により請求が一部認容された。事実の公表として市は決定内容を告示し、地権者には謝罪文が送付された。市が公開した根拠は、情報公開条例第 6 条第 2 項第 1 号「法令等の定めるところにより何人でも閲覧できるとされている情報」に、住所の一覧や地番、地籍等が登記簿で公開されているため該当するという論理で公開した。これに対し、組合独自で作成したもので、登記簿の住所や地籍に合致するかもしれないが内容は違うと反論し、登記簿上の住所と現住所が違う方がいることを立証して、私の主張

が認められ、情報公開を請求した方に出した公文書部分公開決定通知書の取扱いについて
の是正が決定された。是正の決定が出たにもかかわらず、住所の一覧表がブログに公開さ
れている。既に公開された情報は、市が責任をもって削除するように求めたが、市は応じ
ることができないという。ブログに関する民事訴訟の判決については、平成 27 年 1 月まで
の行為について「違法なこと」があるということで、原告が勝訴した。違法なことをされ
て、市が責任をもって対処しないことはおかしいのではないか。市が違法な情報公開をし
たことについて、市が対処すべきではないか。

回答（加藤秘書広報課長）

本日提出の是正要求事項 4 点のうち 1 点目と 2 点目については形として出てきているの
で、3 点目における非公開にするべき事項についての市の対応と、4 点目における市が責
任を持って対応するという 2 点について担当課から回答するということでよい。

●テーマ提案者からの発言

問題はその 2 点。市の情報公開の姿勢について、「運用の手引き」では情報公開してもよ
いとしている。産業観光課農林グループも文化財保護センターも、登記簿の情報だと確認
せずに公開している。情報公開請求すれば（登記簿などの情報と同じであるかを）確認し
て公開すると思ったが、神戸栄の発掘調査の一覧表を情報公開請求したが、非公開になっ
た。確認して、公開するべきではないか。理由を聞いたら「調べられないから」というこ
とだった。公開の権利を蹂躪していないか。

回答（加藤秘書広報課長）

条例にもとづいての運用をどう考えているかを答えるということにより。

回答（打田総務部長）

本来は、登記簿の情報と一致しているかを確認した上で公開することが正しい手続き。
確認手続きを怠ったことは申し訳なく思う。対象者に対して謝罪文を出し、情報公開請求
者に対しては情報の取扱いについて指導の文書を出した。

回答（渡辺総務課長）

情報公開請求者に対し、情報の取り扱いについて注意してくださいと伝えた。

●テーマ提案者からの発言

情報は拡散される。それを見た第三者が区画整理事業のリストを使って詐欺をするかも
しれない。名簿屋に売るかもしれない。早く止めないと拡散するかもしれない。責任は感
じていないのか。

回答（加藤秘書広報課長）

個人情報保護条例にもとづき、市ができることを説明した。

●テーマ提案者からの発言

できることではなくやるべきこと。市の違法行為にもとづいて被害を受けている。

●出席者からの質問

情報を公開したことは違法なのか。

回答（打田総務部長）

（登記簿などの情報と同じであるかを）確認する前は個人情報である。今回は登記簿などとの相違点を確認せず、個人情報を出してしまったため是正するよう審議会から答申を受けた。登記簿と違うところは消して出すべきだった。

●出席者からの質問

登記簿謄本と名簿の情報が一致していれば公開してよいのか。事業者がどの土地を購入したのか法務局で登記簿謄本の閲覧や写しの交付をしなくても、公開を請求した情報が登記簿謄本と同一の情報であれば、公開されるのか。

回答（打田総務部長）

市で登記簿の情報と同じだと確認した上であれば公開する。登記簿自体は誰でも閲覧することができる情報である。公開の対象となるのは市が保有している情報に限定している。市の保有する情報として、土地の所有者と持ち分、住所があったとする。法務局に確認したところ余分なところがなければ個人情報に該当しないと判断できる。ただし情報が町丁順に並んでいるわけではない。

●テーマ提案者からの発言

是正結果が出た後に（テーマ提案者も）情報公開請求したが、黒塗り（部分公開）で出てきた。登記簿謄本の情報と同じであれば公開すると運用の手引きで定められていれば公開すべきなのに知る権利を侵している。

回答（渡辺総務課長）

笠原の区画整理の件は、是正請求審査委員会の答申を受けて住所、氏名、持ち分割合を表示せず、部分公開としたもので、答申を踏まえて事務を見直した。謄本の情報かどうか確認をしなければいけないとは考えていない。

●出席者からの質問

自分の情報が公開されるのはいやだが、自分の情報公開請求が非公開になったのはおかしいというのは矛盾しているのではないか。

●テーマ提案者からの発言

自分の情報は登記簿謄本の情報とは違う。組合が独自に作成したものである。

●テーマ提案者からの発言

税務課が持っている登記簿の情報で確認できるのではないか。個人が法務局に申請すると手数料がかかるが、市など公的機関であれば無料で請求できる。

回答（渡辺総務課長）

そもそも情報公開は、提出された市が持っている公文書を公開するものである。そこで登記簿と情報が確認できないものであれば確認できないので非公開とした。ただし、それが登記簿と同じ情報であるかを確認するという事務は必要ではないと考えた。

●テーマ提案者からの発言

住吉については、なぜ確認せず出したのか。

回答（渡辺総務課長）

是正請求により事務処理が間違っていると答申を受けたので、今回そのように見直した。

●テーマ提案者からの発言

市が（登記簿などの情報と同じであるかを）確認するものはよいが、確認しないことで市が恣意的に公開・非公開を決定することができるのではないか。

回答（渡辺総務課長）

土地の所有者を提出してもらう場合、様式に「登記簿と同じもの」という注釈があるか、または登記簿謄本の写しが添付してあれば（登記簿と同じ情報として）公開する。

●テーマ提案者からの発言

登記簿謄本の情報とわかる資料が添付されているものは公開する、と「運用の手引き」を変えなければいけないのではないか。

回答（渡辺総務課長）

提出された資料が登記簿謄本などと同じと注意書きがあれば公開できることとなっている。

●テーマ提案者からの質問

「運用の手引き」を変える必要がある。今の書き方だと、注意書きがなくても、登記簿謄本の写しが添付されていなくても、登記簿謄本の情報と確認できれば公開することとなっている。

回答（渡辺総務課長）

そのような内容を平成 29 年 9 月 20 日付で、総務課長名で通知を出した。

●テーマ提案者からの質問

通知を出すだけではなく、「運用の手引き」を変えないといけない。「運用の手引き」を運用で変えるのか。条例があって「運用の手引き」があるのではないか。

回答（渡辺総務課長）

今でも運用の手引き上は登記簿と同じものであれば公開となっている。

～出席者間で口論となり閉会～